

## 商品概要説明書【感謝】

令和2年11月2日現在

1. 商品名（愛称）	定期預金「感謝」
2. ご利用いただける方	定期積金（契約期間1年以上）の掛込が全て終了し、満期を迎えた個人のお客さま
3. お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最長預入期間5年</li> <li>・ 据置期間1年</li> <li>・ 預金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）以後の任意の日に解約できます。</li> <li>・ 最長預入期限以外の日を満期日としてご指定いただくことはできません。</li> </ul>
4. お預入れ	
(1) お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。
(2) お預入れ金額	10万円以上1,000万円未満 ※満期が到来した定期積金の元金とその給付補てん金を上限とします。
(3) お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後に一括して払戻しいたします。</li> <li>・ 据置期間経過後から最長預入期限までの間の任意の日に1万円以上1円単位で一部解約が可能です。ただし、一部解約可能額は、一部解約後の残高が10万円を下回らない金額までとなります。</li> </ul>
6. 利息	
(1) 適用金利	お預入れ時（または自動継続時）からご解約までの期間（1年以上、2年以上、3年以上、4年以上、5年）に応じた店頭表示の利率をお預入れ時（または自動継続時）に遡って適用いたします。
(2) 利払頻度	解約時（一部解約の場合、一部解約時）に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、半年複利の方法により計算いたします。
7. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※復興特別所得税の追加課税により、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
8. 手数料	—

9. 付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、元金とともにお支払いいたします。
11. 金利情報の入手方法	店頭のコピーボードまたは窓口へご照会ください。
12. 参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元利自動継続のもので、継続後の元金残高が1,000万円以上となる場合は、自動継続されません。</li> <li>・ 自動継続されない場合の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。</li> <li>・ 預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。</li> </ul>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</li> </ul>